資　格

競争参加者の資格に関する公示

平成25・26年度において独立行政法人国立印刷局における建設工事等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成24年11月26日

独立行政法人国立印刷局

理事長代行　理事　氏兼　裕之

◎調達機関番号　562　◎所在地番号　13

1　資格の種類及び業種の区分

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び業種の区分は次のとおりとする。

⑴　建設工事

建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第２項に定める別表第一の28種類

⑵　測量・建設コンサルタント等

①測量　②建築士事務所　③建設コンサルタント　④地質調査　⑤補償コンサルタント　⑥土地家屋調査　⑦計量証明　⑧その他

2　資格審査の申請

⑴　申請の時期

イ　定期の申請の時期

㈠　受付

平成24年12月３日から平成25年１月18日まで（当日消印有効）

㈡　提出の方法

郵送又は宅配による受付とし、次のところへ送付すること。

独立行政法人国立印刷局財務部調達業務グループ資格審査受付

〒105―8445 東京都港区虎ノ門２―２―４　電話03―6893―4611、03―3587―4514

ロ　随時の申請の時期は、平成25年１月21日以降とする。

なお、送付場所は前記㈡と同じである。

⑵　申請書の入手方法

申請書は、独立行政法人国立印刷局のホームページから入手できる。

なお、郵送により申請書の入手を希望する者は、前記⑴イ㈡に示す場所に返信用封筒を送付すること。

⑶　申請書類の提出方法

申請書に次の資格の種類に応じた書類を添付し、前記⑴イ㈡に示す場所に郵送又は宅配により提出すること。

なお、公的機関が発行する書類については、発行日から３か月以内のものとする（写しでも可とする。ただし、納税証明書については不可とする。また、「写し」とは、原本書類と原寸大であり、かつ、内容が鮮明であるもののみを有効なものとする。以下同じ。）。

イ　建設工事

㈠　総合評定値通知書等（建設業法第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、本競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の審査基準日が平成23年６月30日以降であるものに限る。）の写し

㈡　貸借対照表及び損益計算書（直前２年度分）

㈢　次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（写しは不可）

A　消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B　法人税（法人の場合）

C　所得税（個人の場合）

㈣　資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（第１種定型郵便物仕様で80円切手貼付、送付先記載のこと。）

㈤　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し

㈥　申請者が官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第２条第１項第４号に規定する組合である場合においては、官公需適格組合証明書の写し

㈦　グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には、企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書の写し

㈧　合併等に係る契約書の写し（合併等により新たに設立された会社等の場合に限る。）

㈨　ＩＳＯ（国際標準化機構）その他の認証・認定機関から認証等を取得している者は、認定証等の写し

㈩　平成23・24年度において、独立行政法人国立印刷局における建設工事の競争参加資格を得ている者は、有効期限が平成25年３月31日までの資格審査結果通知書の写し

ロ　測量・建設コンサルタント等

㈠　登記簿謄本（法人の場合）

㈡　登録証明書等の写し（各種登録規程等法令に基づき登録等を受けていることを証明する書類）

㈢　貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（直前２年度分）

㈣　次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（写しは不可）

A　消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B　法人税（法人の場合）

C　所得税（個人の場合）

㈤　資格審査結果通知書送付に使用する返信用封筒（第１種定型郵便物仕様で80円切手貼付、送付先記載のこと。）

㈥　ＩＳＯ（国際標準化機構）その他の認証・認定機関から認証等を取得している者は、認定証等の写し

㈦　平成23・24年度において、独立行政法人国立印刷局における測量・建設コンサルタント等の競争参加資格を得ている者は、有効期間が平成25年３月31日までの資格審査結果通知書の写し

ハ　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

申請者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者に該当する場合は、併せて次の書類を添付し申請するものとする。

㈠　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し

㈡　貸借対照表及び損益計算書

⑷　外国事業者が申請する場合

イ　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載しているものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

ロ　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

ハ　資格審査の申請事務に関し、委任状に基づき日本国内の者に委任することができる。

3　競争参加者の資格及びその審査

⑴　建設工事については、総合評定値通知書又は経営規模等評価結果通知書の総合評定値を付与数値とする。したがって、建設工事の種類の選択はできないものとする。

⑵　測量・建設コンサルタント等については、上記２⑴イ㈡に示す申請受付場所において閲覧に供する各項目の付与数値に基づき算定し、その合計点をもって行うものとする。

⑶　競争に参加できる者の資格は、上記⑴、⑵により付与された数値を、別記の区分⑴に基づいて格付する。

4　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により、郵送にて通知する。

5　資格の有効期間

競争参加資格の有効期間　平成25年４月１日から平成27年３月31日までとする。ただし、随時の申請の場合は、資格を付与された日から平成27年３月31日までとする。

6　競争参加資格を有する者の名簿の公表

独立行政法人国立印刷局のホームページにより公表する。

7　その他

⑴　受付票を希望する者は、資格審査結果通知書送付用の封筒のほかに、返信用封筒（第１種定型郵便物仕様で80円切手貼付、送付先記載のこと。）を同封して提出すること。

⑵　申請書は、独立行政法人国立印刷局の指定する様式とする。

⑶　決定された資格は、独立行政法人国立印刷局の全ての機関に対して有効である。

⑷　有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争契約参加資格審査申請書変更届」に、次に掲げる書類各１部（写し可）を添え、上記２⑴イ㈡に掲げる場所に速やかに提出すること（変更届の入手方法は申請書と同じ。）。

イ　「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

㈠　資格審査結果通知書（写し）

㈡　登記簿謄本（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）

ロ　「建設工事の種類」又は「競争参加資格希望業種区分」の場合

㈠　資格審査結果通知書（写し）

㈡　総合評定値通知書又は経営規模等評価結果通知書（建設工事の場合に限る。）